

個別労働関係紛争に係るあっせんの状況

(令和8年上半期(1月～6月))

1 概要

令和8年上半期に係属した個別労働関係紛争に係るあっせんは、前年からの繰越しが1件、新規申請が16件の計17件で、うち12件が終結した。

(単位：件)

年	区分	係 属 件 数			終結件数	継続(繰越)
		前年繰越	新規申請	計		
4		8(8)	2(9)	10(17)	10(16)	－(1)
5		1(1)	4(8)	5(9)	3(8)	2(1)
6		1(1)	4(9)	5(10)	4(8)	1(2)
7		2(2)	8(12)	10(14)	7(13)	3(1)
8(上半期)		1	16	17	12	5

(注) 括弧書は、通年の件数

2 取扱状況

令和8年上半期に係属した17件のうち12件が終結し、その内訳は、解決が6件、打切りが5件、取下げが1件であった。

終結状況

(単位：件)

年	区分	解 決			打切り	うち不応諾	取下げ	不開始	計
		案提示	その他	小 計					
4		8(12)	1(1)	9(13)	1(2)	1(1)	－(－)	－(1)	10(16)
5		2(6)	－(－)	2(6)	1(2)	1(2)	－(－)	－(－)	3(8)
6		1(4)	－(－)	1(4)	3(4)	2(2)	－(－)	－(－)	4(8)
7		3(8)	－(－)	3(8)	4(4)	3(3)	－(1)	－(－)	7(13)
8(上半期)		6	－	6	5	2	1	－	12

(注) 括弧書は、通年の件数

不応諾：被申請者があっせんに応じないため、あっせん開催に至らなかったもの

あっせん回数

(単位：件)

年	回数	0回	1回	2回	3回	4回	計	平均回数 (0回を除く)
4		2	6	6	2	－	16	1.7回
5		2	3	2	1	－	8	1.7回
6		2	5	1	－	－	8	1.2回
7		4	6	3	－	－	13	1.3回
8(上半期)		2	10	－	－	－	12	1.0回

あっせん係属日数

(単位：件)

年	日数	5日以内	6～10日	11～20日	21～30日	31～50日	51～100日	101日以上	計	平均日数
4		－	－	－	3	2	6	5	16	78.9日
5		－	－	－	1	2	4	1	8	73.5日
6		－	－	－	1	3	4	－	8	48.1日
7		－	－	－	1	3	9	－	13	58.7日
8(上半期)		－	－	－	－	4	7	1	12	72.8日

3 終結事件の概要

業 種	事 件 の 概 要	終 結 内 容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双 方	あっせん回数 係 属 日 数
政治・経済・文化団体	労働者Aが配置転換による逸失利益の補填等を求めてあっせんを申請	取下げ	労	1 回 278日
	【取下げ理由】 当事者双方の主張の隔たりが埋まらないため			
技術サービス業（他に分類されないもの）	労働者Aが退職金の支払を求めてあっせんを申請	解 決 (案提示)	労	1 回 48日
	【あっせん案要旨】 事業主は、解決金を支払う。			
飲食店	労働者Aが未払残業代の支払等を求めてあっせんを申請	解 決 (案提示)	労	1 回 62日
	【あっせん案要旨】 事業主は、解決金を支払う。			
その他の事業サービス業	労働者Aが復職等を求めてあっせんを申請	解 決 (案提示)	労	1回 60日
	【あっせん案要旨】 ・申請者は、復職に当たり所定の手続きを行う。 ・事業主はAの復職支援に誠実に対応するとともに、Aが復職する場合は、休職開始前の基本給を維持する。			
医療業	労働者Aが解雇の手続及び賃金の補償を求めてあっせんを申請	解 決 (案提示)	労	1回 39日
	【あっせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが事業主を離職したことを確認する。 ・事業主は、コミュニケーション不足等により、Aが離職するに至ったことについて、お詫びする。			
小売業	労働者Aが雇止めの撤回を求めてあっせんを申請	打切り (不応諾)	労	0回 44日
	【打切り理由】 事業主が、あっせんの余地はないとして、あっせんを辞退したため			
医療業	労働者Aが雇止めの撤回を求めてあっせんを申請	打切り (不応諾)	労	0回 61日
	【打切り理由】 事業主が、あっせんの余地はないとして、あっせんを辞退したため			

業 種	事 件 の 概 要	終 結 内 容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双 方	あっせん回数 係 属 日 数
製造業	労働者Aが自然退職の撤回を求めてあっせんを申請	解 決 (案提示)	労	1回 60日
	【あっせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが退職したことを確認し、Aの退職手続について適正に進める。 ・事業主は、解決金を支払う。			
その他の事業サービス業	労働者Aがパワハラに対する慰謝料の支払を求めてあっせんを申請	打切り	労	1回 56日
	【打切り理由】 当事者双方の主張に隔たりがあり、合意に至らなかったため			
飲食店	労働者Aが不当解雇及びパワハラに対する慰謝料の支払を求めてあっせんを申請	打切り	労	1回 63日
	【打切り理由】 当事者双方の主張に隔たりがあり、合意に至らなかったため			
不動産業、物品賃貸業	労働者Aが復職及び慰謝料等の支払を求めてあっせんを申請	打切り	労	1回 56日
	【打切り理由】 当事者双方の主張に隔たりがあり、合意に至らなかったため			
製造業	労働者Aが退職に伴う合意金の増額を求めてあっせんを申請	解 決 (案提示)	労	1回 47日
	【あっせん案要旨】 ・事業主は合意解約に伴う解決金及び本件に係る解決金を支払う。 ・当事者双方は、相手方の名誉毀損等を行った場合、法的措置の可能性について確認する。			